

奈良市景観計画 一般国道 24 号沿道景観形成重点地区

一般国道 24 号は、京都・奈良・和歌山を結ぶ広域の幹線道路であり、京都や県南部、和歌山方面から奈良市に訪れる際の主要な道路の一つとなっています。このため、所々で眺められる若草山や平城宮跡などの奈良らしい歴史的資産や自然資源を生かしながら、にぎわいや活力の中にも秩序ある道路景観の形成を図ります。



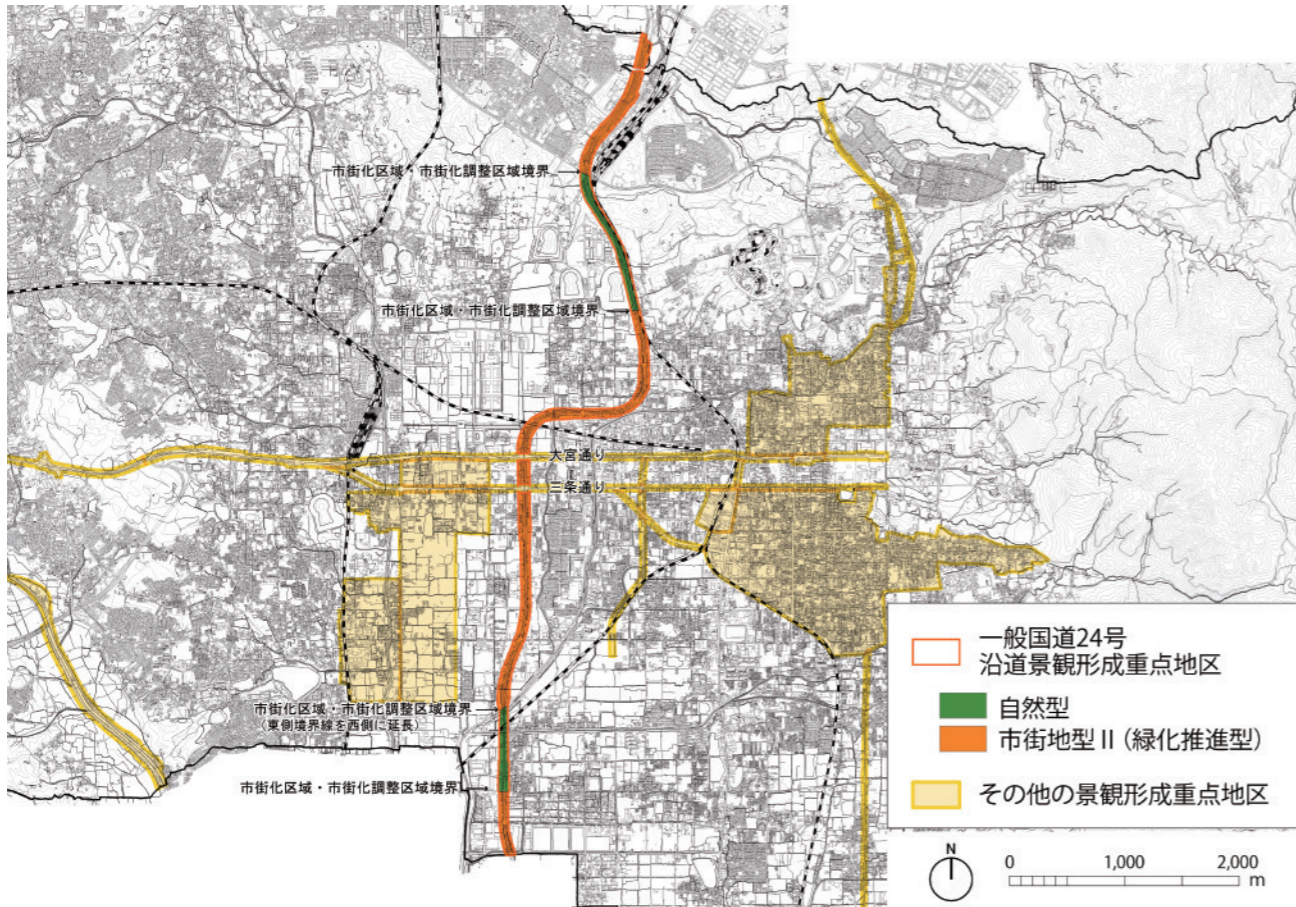
自然型の区間については、北部区間は風致地区・歴史的風土保存区域・歴史的風土特別保存地区に指定された山林・樹林が主体となり、南部区間は市街化調整区域の農地等が広がっています。関連する法制度との連携のもとに、これらの自然資源を保存・保全し、緑豊かな沿道景観の形成を推進します。

市街地型Ⅱの区間については、沿道の大半には、大きな駐車場を備えた商業施設や沿道サービス施設などが数多く立ち並んでいます。なかには派手な色彩や光源等の装飾を用いたり、多数の屋外広告物を掲出しているものもあり、緑化も十分に行われていないため、雑然とし、潤いに欠けた景観となっています。建築物や工作物、屋外広告物等の形態・意匠・色彩などを整えて連続性を創出するとともに、駐車場等の緑化を推進し、潤いを感じられる沿道景観を形成します。

指定区域図

大和郡山市と奈良市との市境から木津川市と奈良市との境界までの区間（延長：約 8.0km）の道路及び道路境界線から両側 10m の範囲。

下図のとおり、自然型・市街地型Ⅱ（緑化推進型）の 2 地区に区分します。



景観形成基準 その 1

※ 基準を適用する区域を ■ で表示

項目	景観形成基準		自然型	市街地型Ⅱ	解説ページ		
	共通	建築物の建築等					
共通	b-1	・景観区域・景観軸の景観形成方針並びに景観形成重点地区の景観形成方針に基づいた計画・設計を行い、周辺景観との調和に配慮すること。			129		
	b-2	・『奈良市眺望景観保全活用計画』に定める「重要眺望景観」を阻害しない配置・規模、形態・意匠とすること。			15		
建築物の建築等	配置規模	b-3	・威圧感・圧迫感の軽減や道路等からの見え方、町並みやスカイラインの連続性の確保等に配慮した配置・規模とすること。			16-17	
		b-5	・道路境界線から 1m 以上後退した配置とすること。			130	
		b-6	・現在の地形を活かした配置とし、大幅な地形の改変を避けること。			18	
		b-7	・農地の広がり感を阻害しないこと。			18	
	形態意匠	b-8	・長大な壁面となる場合は、適度な凹凸や色彩の濃淡による壁面の分節化などにより、圧迫感の軽減および単調な壁面とならない措置を講ずること。			19	
		b-9	・周辺景観に対して突出感・違和感を与えない形態・意匠とすること。			19	
		b-11	・奈良らしい伝統的なデザインをモチーフに取り入れ、奈良への導入路・景観軸に面する建築物にふさわしい形態・意匠とすること。			20-21	
		b-13	・道路に面する屋根は、勾配屋根を用いるなど、地域特性を生かした形状とすること。			20	
		b-14	・道路に面する開口部は、周辺景観に対して突出感・違和感を与えない形態・意匠とすること。			22	
		b-15	・建築設備の設置や屋外広告物の掲出等を見据え、それらを建築物に一体化した形態・意匠とすること。			131	
		b-17	・屋上設備や塔屋は、ルーバーによる覆い措置や壁面の立ち上げ等により、道路等から見えないようにすること。			132	
		b-18	・配管やダクト類等の壁面設備や室外機等は、道路等に露出して設置しないこと。やむを得ない場合は、外壁面と同色仕上げや緑化による遮蔽などの措置を講ずること。			23	
		b-19	・道路に面するバルコニーは、建築物と一体的な意匠とし、道路等から洗濯物や設備等が直接見えない措置を講ずること。			23	
		b-20	・道路に面する屋外階段は、建築物との一体化やルーバーによる覆いなどの措置を講ずること。			24	
		b-21	・屋根や外壁に太陽光発電設備を設置する場合は、建築物との一体化等により道路等からの見え方に配慮するとともに、太陽光パネル及びフレームは低反射で黒・濃灰・濃茶・濃紺の模様が目立たないものとする。			24	
		色彩材料	b-22	・屋根や外壁その他これらに準ずる箇所の色彩は、別表 2 に示す色彩基準に適合すること。ただし、無塗装、透明塗装、浸透性塗装による古色塗りされた自然素材を使用する場合は、この限りでない。			133-136
			b-23	・各面見付面積の 20 分の 1 未満については、アクセント色として別表 2 に示す色彩基準の範囲外の色彩を使用することができる。ただし、この場合、色数は 3 以下とし、高さ 15m を超える部分には用いないこと。			30
			b-24	・多色の使用は避け、複数の色彩を使用する場合は、色相・明度・彩度の差を小さくし、色彩調和に配慮すること。また、同一敷地内の建築物相互の色彩調和にも配慮すること。			31
b-25	・パターン柄等による過度な模様・配色は用いないこと。				32		
b-26	・外壁に使用する主要な材料は、光沢のないものとする。				32		
b-27	・外観に光源等の装飾を施さないこと。						
b-28	・外観に光源等の装飾を施す場合は、その光源等が形成する面積が、各面見付面積の 5 分の 1 を超えないこと。				137		

※ 景観形成基準の詳細は、「奈良市景観ガイドライン（建築・開発行為編）」をご覧ください。

奈良市景観計画 一般国道 24 号沿道景観形成重点地区

景観形成基準 その 2

※ 基準を適用する区域を ■ で表示

項目	景観形成基準	自然型	市街地型 II	解説ページ
建築物の建築等	b-29	■	■	33
	b-30	■	■	138
	b-32	■	■	140
	b-33	■	■	33
工作物の建設等	b-34	■	■	141
	b-35	■	■	141
	b-36	■	■	141
	b-37	■	■	34
開発行為土地の形質の変更等	b-38	■	■	35
	b-39	■	■	35
	b-40	■	■	142
	b-41	■	■	36
	b-42	■	■	36
	b-44	■	■	37
物件の堆積	b-45	■	■	37
	b-46	■	■	38
	b-47	■	■	38

※ 景観形成基準の詳細は、「奈良市景観ガイドライン（建築・開発行為編）」をご覧ください。

詳細を示した、『奈良市景観計画』や基準をイラスト化した『奈良市景観ガイドライン』は奈良市ホームページをご覧ください。

（「奈良市役所ホームページのトップページ」→上部「暮らし・手続き」
→「住まい・引っ越し」→「景観・風致・屋外広告物等」）

色彩基準

基準区分 対象区域 色相	建築物の外壁等、工作物				建築物の屋根					
	2-③		2-④		2-③		2-④			
	自然型		市街地型 II		自然型		市街地型 II			
	明度	彩度	明度	彩度	明度	彩度	明度	彩度		
0.0R 以上 5.0R 未満	7.0 超	×	8.0 超	×	×	×	4.0 超	×		
	7.0 以下 5.0 超	1.0 以下	8.0 以下 2.0 以下	2.0 以下			4.0 以下	2.0 以下		
	5.0 以下	2.0 以下								
5.0R 以上 10.0R 未満	7.0 超	×	8.0 超	×	×	×	4.0 超	×		
	7.0 以下 5.0 超	2.0 以下	8.0 以下 5.0 超	2.0 以下			4.0 以下	2.0 以下		
	5.0 以下	3.0 以下	5.0 以下	4.0 以下						
0.0YR 以上 5.0YR 未満	7.0 超	×	8.0 超	×	4.0 超	×	4.0 超	×		
	7.0 以下 5.0 超	2.0 以下	8.0 以下 7.0 超	2.0 以下			4.0 以下	1.0 以下	4.0 以下	2.0 以下
	5.0 以下	4.0 以下	7.0 以下 5.0 超	3.0 以下						
5.0YR 以上 10.0YR 未満	7.0 超	×	8.0 超	×	4.0 超	×	4.0 超	×		
	7.0 以下 5.0 超	3.0 以下	8.0 以下 6.0 超	2.0 以下			4.0 以下	2.0 以下	4.0 以下	3.0 以下
	5.0 以下	4.0 以下	6.0 以下 5.0 超	3.0 以下						
0.0Y 以上 5.0Y 未満	7.0 超	×	8.0 超	×	4.0 超	×	4.0 超	×		
	7.0 以下 5.0 超	3.0 以下	8.0 以下 5.0 超	3.0 以下			4.0 以下	2.0 以下	4.0 以下	3.0 以下
	5.0 以下	4.0 以下	5.0 以下	4.0 以下						
5.0Y 以上 10.0Y 未満	7.0 超	×	8.0 超	×	4.0 超	×	4.0 超	×		
	7.0 以下 5.0 超	2.0 以下	8.0 以下 5.0 超	2.0 以下			4.0 以下	1.0 以下	4.0 以下	2.0 以下
	5.0 以下	4.0 以下	5.0 以下	4.0 以下						
その他色相	×	×	×	×	×	×	×	×		
無彩色	7.0 超	×	8.0 超	×	4.0 超	×	4.0 超	×		
	7.0 以下	○	8.0 以下	○	4.0 以下	○	4.0 以下	○		

※：低層部（1・2階）の外壁等に限っては、無彩色についてはN9.0以下も認める。